

# みんなで参画 まちづくり



平成18年10月12日、市民と行政による協働のまちづくりをより一層進めるため、公募の市民で構成された『登別市市民自治推進委員会』が発足しました。

今月号では、条文の中で『登別市市民自治推進委員会』の設置がうたわれ、市民がまちづくりに参画できる仕組みを明確にした『登別市まちづくり基本条例』とその趣旨について詳しくお知らせします。

## みんなで創った まちづくりの基本

少子・高齢社会の到来や、国の制度の変更などによる地方自治体の財政状況の悪化。今、登別市に限らず、多くの地方自治体は、限られた財源の中で、いかにより良いまちづくりを進めていくか、その方向性を模索しています。

市民の皆さんが心豊かに、また、『のぼりべつ』を誇りに思えるまちにするためには、市民と行政が対等の立場に立ち、『のぼりべつ』の現状について共通の認識を持った上で、連携・協力してまちづくりを進めていく必要があります。

市は、広範な市民の参画によるまちづくりを進めるため、公募の市民と市職員のほか、オブザーバー参加の日本工学院北海道専門学校（以下「日本工学院」）の学生などで構成される『登別市まちづくり基本条例

## 登別市まちづくり基本条例 目次

- 前文（4頁）
- 第1章（4頁）  
総則（第1条・第2条）
- 第2章（5頁）  
情報の公開と共有（第3条～第6条）
- 第3章（5・6頁）  
市民参画の推進（第7条～第9条）
- 第4章（6・7頁）  
連携と協力（第10条～第14条）
- 第5章（7・8頁）  
行政の政策活動（第15条～第17条）
- 第6章（8・9頁）  
行政組織と職員（第18条～第21条）
- 第7章（9・10頁）  
議会の役割（第22条）
- 第8章（10頁）  
市民、市長、議員及び職員の責務（第23条～第26条）
- 第9章（10・11頁）  
最高規範性と市民自治推進委員会（第27条・第28条）

## 市が定める最高規範 まちづくり基本条例

登別市まちづくり基本条例は、登別市が定める最高規範で、市が制定・改廃するすべての条例や規則などの規範となるものです。条例は、前文のほか、28条で構成されています。

『登別市まちづくり基本条例』を施行しました。この条例は、市民と行政、議会のそれぞれの役割や責任、まちづくりへの市民参画の仕組みや権利などを明記したもので、『のぼりべつ』のまちづくりの指針となるものです。

『登別市まちづくり基本条例』を設立。約1年間にわたる数十回の会議を重ね、平成16年7月には、条例案などを含む提言書が同検討委員会から市長に提出されました。

市は、この提言書を基に素案づくりを進め、議会や庁内などの意見調整を経て、平成17年12月21日に『登別市まちづくり基本条例』を施行しました。